

# 令和6年度 介護保険サービス事業者 集团指導

可児市介護保険課

# 令和6年度報酬改定に関わることについて

令和6年度から義務化に移行された事項の未実施減算

重要事項等のウェブ掲載

身体的拘束の適正化のための措置

介護現場における生産性向上について

## 1 令和6年度から義務化に移行された事項の未実施減算

### 業務継続に向けた取り組みの強化

- ・ 令和7年4月より全サービスについて適用

感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供ができる体制を構築するため、業務継続計画（BCP）が未策定の場合に基本報酬を減算

令和7年4月から 訪問系サービス、福祉用具貸与についても届出がない場合には「減算型」とみなされます。計画が策定できており、減算とならない場合には、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」と「体制等状況一覧表」の「業務継続計画策定の有無」欄を「基準型」届出ください。

なお、居宅介護支援、介護予防支援については、業務継続計画未実施減算適用とありますが、届出は不要とされています。

厚生労働省HP 令和6年度介護報酬改定における改定事項について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38790.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html) より

## 1. (5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

|   |   |
|---|---|
| <b>概要</b>   | 【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】   |
| ○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】  |   |
| <b>単位数</b>  |   |
| <p>&lt;現行&gt;<br/>なし</p>  | <p>&lt;改定後&gt;<br/> <b>業務継続計画未実施減算</b><br/> <b>施設・居住系サービス</b> 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設）<br/> <b>その他のサービス</b> 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）</p> <p>※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。</p> |
| <b>算定要件等</b>  |   |
| <p>○ 以下の基準に適合していない場合（新設）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること</li> <li>・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること</li> </ul> <p>※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。</p> <p>○ 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。</p> |   |

## 1 令和6年度から義務化に移行された事項の未実施減算

### 高齢者虐待防止の推進

- 全サービス

虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない  
場合に基本報酬を減算

- 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催
- 虐待防止のための指針の整備
- 虐待防止のための研修を定期的実施（年1回、特養・GH年2回以上）
- 適正に実施するための担当者を置く

厚生労働省HP 令和6年度介護報酬改定における改定事項について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38790.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html)

より

1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進①

|              |   |
|--------------|---|
| <b>概要</b>    | 【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】   |
|              | <p>○ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】</p> <p>○ 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。</p> |
| <b>単位数</b>   | <p>&lt;現行&gt; なし</p> <p>&lt;改定後&gt; <b>高齢者虐待防止措置未実施減算</b> 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）</p> <p>※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。</p>   |
| <b>算定要件等</b> | <p>○ 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</li> <li>・ 虐待の防止のための指針を整備すること。</li> <li>・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。</li> <li>・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</li> </ul>   |
| <b>算定要件等</b> | <p>○ 全ての施設・事業所で虐待防止措置が適切に行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に虐待防止に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集团指導等の機会等にて虐待防止措置の実施状況を把握し、未実施又は集团指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、高齢者虐待防止に向けた取組の強化を求めるとともに、都道府県別の体制整備の状況を周知し、更なる取組を促す。</p>  |

## 2 重要事項等のウェブサイトへの掲載

### 「書面掲示」規制の見直し

- 全サービス

運営規程の概要等の重要事項等について、事業所内での「書面掲示」または「閲覧」に加えて、インターネット上で情報の閲覧ができるようにする

原則として重要事項等の情報を ウェブサイト※  
に掲載・公表しなければならない

(令和7年度から義務付け)

※法人のホームページ等又は  
介護サービス情報公表システム



### 3 身体的拘束の適正化のための措置

#### 身体的拘束の適正化に向けて運営基準への規定

- 全サービス（令和6年度～ 訪問、通所、福祉用具、居宅介護支援、介護予防支援を含む）

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

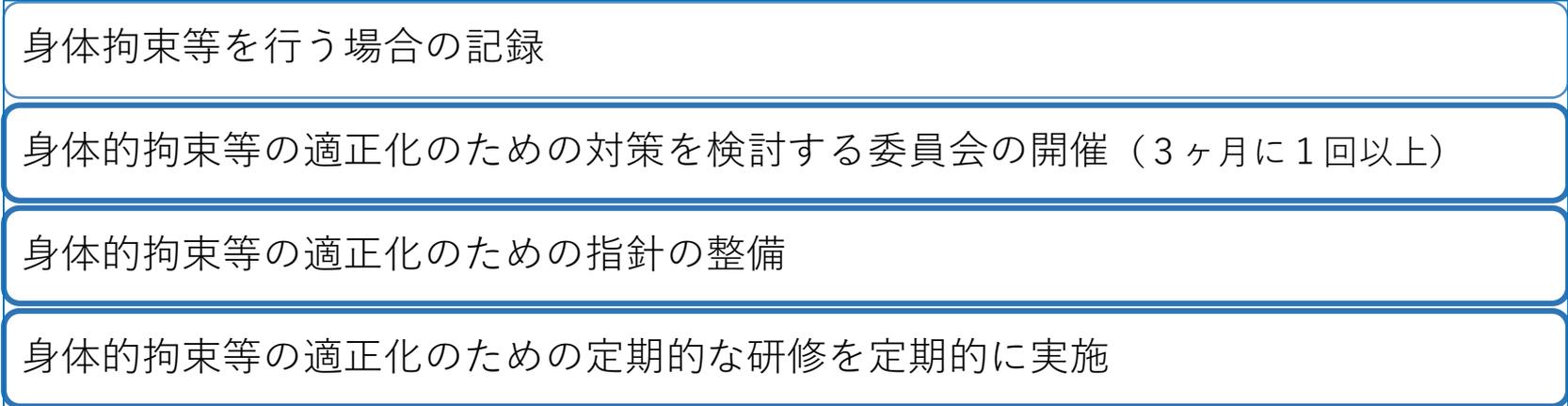
身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

- 切迫性
  - ⑩利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- 非代替性
  - ⑩身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- 一時性
  - ⑩身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

### 3 身体的拘束の適正化のための措置

#### 身体拘束廃止未実施減算

- 施設系、居住系に加え、令和6年度から短期入所、多機能系サービスで義務化  
令和7年3月31日まで経過措置



↓ 措置が講じられていないと

利用者に対して身体的拘束等をしていない場合においても、適正化を図るための**全ての措置が講じられていない場合**に基本報酬を減算 令和7年4月1日から

・届出がない場合は、「減算型」とみなされます。

厚生労働省HP 令和6年度介護報酬改定における改定事項について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38790.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html) より

1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進①

**概要** 【ア：短期入所サービス★、多機能系サービス★、イ：訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。
  - ア 短期入所サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
  - イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】

**基準**

- 短期入所サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
  - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
  - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。
- 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。
  - ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
  - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進②

**単位数** 【短期入所サービス★、多機能系サービス★】

|   |   |  |
|---|---|--|
| <現行><br>なし  | ▶ | <改定後><br><b>身体的拘束廃止未実施減算</b> 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設） |
| <small>※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体的拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して9単位程度/日の減算となる。</small> |   |  |

**算定要件等**

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合
  - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
  - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
  - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
  - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること
- 全ての施設・事業所で身体的拘束等の適正化が行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に身体的拘束等の適正化に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて身体的拘束等の適正化の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組の強化を求める。

## 4 介護現場における生産性向上について

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付け  
(令和9年3月31日まで努力義務)

施設系、居住系、短期入所、多機能系サービス

- ・ 委員会の開催にあたっては、「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考

[https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei\\_information.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei_information.html)

- ・ 介護職員処遇改善加算に係る職場環境等要件において生産性向上のための取組みが必須



介護分野における生産性向上ポータルサイト <https://www.mhlw.go.jp/kaigoseisansei/index.html>